

令和元年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和元年9月4日から令和元年9月18日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和元年9月18日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江 政博	2番 赤城 大地	3番 横山 智代
4番 渡部 正司	5番 小畑 博司	6番 佐藤 宗太
7番 山口 享	8番 三橋 薫	9番 青木 美貴子
10番 五十嵐 正康	11番 渡部 順子	12番 五十嵐 一夫
13番 水野 孝一	14番 酒井 育子	15番 猪俣 恒雄
16番 古川 庄平		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤 仁一	議事調査係長	佐藤 潤一
書 記	蓮沼 英樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋藤 文英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴木 茂雄	会計管理者	若林 勝治
総務課長	大島 光昭	政策財務課長	荒井 敏之
生活課長	村山 隆之	建設課長	板橋 正良
産業課長	五十嵐 吉雄	教育課長	青木 睦昭
子ども課長	佐藤 美千代	監査委員	仙波 利郎

◎開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 4 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、9 番、青木美貴子君、10 番、五十嵐正康君のお二人を指名いたします。

◎議案第 51 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 2、議案第 51 号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 51 号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 3、議案第 52 号「湯川・会津坂下地域振興施設整備基金条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

この条例の文言といいますか、そのことにちょっと伺います。このことは議案第 61 号の森林環境基金条例とも相互に見ながらであると分かりやすいのですが、こういった条例のひな型というのがあって、こういう文言になっているのかどうか確認をさせていただきます。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

この条例につきましては、ひな型があるというよりも町と湯川村で新たに設置する条例ですので、これまでの基金の設置条例を参考につくらさせていただきました。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

実はですね、61 号といろいろ条例の文言であるとか、細かいといえ細かいんですが、比べてみると若干今回の 52 号のほうはちょっと齟齬というか、瑕疵が出そうな感じもしました。

ちなみに坂下町の財政調整基金条例と比べますとですね、ちょっと文言が違っていたりとか、あとはもっとあったほうがいいんじゃないかというようなところも見受けられる

んですね。例えば繰替運用であるとか、管理、それから管理の文言であるとか、というのが 61 号と 52 号を比べただけでも若干違ってるとな、どうしてなのかなというふうに思ったんですが、第 3 条でいいますと、基金に属する現金は金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならないということ、これが 61 号、ほかの条例が大半なんです、管理を保管と言ったりですね、それからそういったことが若干違ってるとありますが、なぜ同じような条例なのに文言だったりとか、構成が若干違ったりするのかという感じがしたのですが、これについてはいかがでしょうか。

いわゆる統一感がないという感じです。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

先ほど統一性の関係でちょっとおたのしいいただきましたけれども、議案第 51 号で承認といいますか、いただきました税条例などはそれぞれ地方税法そのものが国のほうで制定するというようなこと、改正したりというようなことがありますので、それに基づいて県、あるいは市町村のほうにいわゆる準則という形で流れてきますので、ほぼ各市町村同じような形で条例が制定されたり、改正されたりするというようなのが基本であります。

ただ、今ほどの基金条例の関係でありますけれども、微妙に表現の仕方が違うんではないかというようなことでありますけれども、内容については一応同じような意味というようなことで、文言の整理についてはちょっとずれた部分ありますけれども、内容については同じだというようなことでご理解をいただきたいと思います。

ただ、繰替運用の関係でありますけれども、繰替運用でそれこそ基金の関係でいろいろ取り崩してですね、別な目的で使ったりというようなことであるといろいろ財政的にも支障が出てくるというようなことで、繰替運用の文言については削除をさせていただいたというようなことで今回の議案第 52 号については制定をさせていただきたいということでご提案を申し上げた次第であります。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 52 号「湯川・会津坂下地域振興施設整備基金条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 4、議案第 53 号「会津坂下町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

これは消費税率が 10%に上げられることによって改正だと認識しているんですが、新旧対照表のなかで新しいほうですが、1.1 を乗じて得た値というところの前を見ますと、期間が一月に満たない場合にあっては次の算式により算出される額に 1.1 を乗じて得た額とされています。

これは期間が一月以上の場合には次の算式で示すというふうになってるんですが、どうして一月に満たない場合だけ 1.1 をかけるのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

道路占用の部分につきましても同じような形で、建設課で条例出させていただいた法定外とか部分も同一の部分であります。通常1年の貸付の部分につきましては、非課税扱いというふうな形で税法上捉えられております。

1ヵ月未満につきましては、未満である場合につきましては、課税の対象となるというふうな取扱要項に従いまして、1ヵ月未満の部分については1.08から1.1に課税させていただくというふうな形でとらせていただいております。以上であります。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号「会津坂下町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(古川庄平君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑・討論・採決

日程第5、議案第54号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 54 号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 6、議案第 55 号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 55 号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 7、議案第 56 号「会津坂下町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 56 号「会津坂下町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 8、議案第 57 号「会津坂下町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

新旧対照表のなかで、3 分の 2 ですが、ここでは 2 の鶴沼球場附属施設として、時間につきいくらかというふうな規定があります。ここに対しての消費税の課税というのはどうなっているのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

課税につきましては、2%の部分でアップということで計算させていただいて、再検査させていただいて、今回につきまして消費税の部分では今回の使用料には影響しなかったということで、今回についてはテニスコート、鶴沼球場の使用料の部分、一般の部分とか生徒さんの部分とかについて消費税相当分を使用料として改定させていただくというふうな状況になってございます。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

テニスコートについては町外の方については 1.1 の折り込みがされた。町民の方に対しては 300 円ですから、これは端数が出るので切り捨てると 300 円のままだということだと思います。なお 2 の鶴沼球場附属施設については、これは 1 時間につきということなのですが、これが例えば 10 倍になっても消費税はないということによろしいのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

1時間当たり当該値段、当該金額で徴収させていただきますので、それかけるので10時間であれば10をかけさせていただくというような形になります。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長(古川庄平君)

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

トータルとしてはわかるんですが、課税対象とはならないのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

この占用料につきましては全て内税になっております。内税になっておりますので、今回全部が改正されるのではなく、消費税2%分アップしたとき四捨五入、四捨五入という切り捨ての部分、消費税の申告の状態で、切り捨ての部分も合わせて精算させていただいておりますので、今回につきましては一部が切り上げ、切り上げというか、金額的に10円単位で上がったということで課税、全て課税という形で徴収させていただくというような実態です。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号「会津坂下町都市公園条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 9、議案第 58 号「会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

経過措置であります、経過措置のなかでは令和元年 12 月以後も月分としてというふうにあります。これはなぜ 12 月なのでしょう。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

水道事業会計でも同じような形で附則のところで計上させていただいております。取扱のなかで 1 ヶ月間完全に 10%、10 月以降であるということが確認された段階の検針から 10%です。というふうな取扱になります。

ということで、坂下町の場合、2 ヶ月、月終わりから下旬にかけて検針を行っておりますので、その分については従来どおりの 8%という形になります。

次の検針の部分についても 1 ヶ月間まるまる 8%です、10%の期間ですよとはいえない期間があるものですから、その次の検針までは 8%で課税させていただく。で、完全に 10%になっている期間が 11 月の部分になってしまいますので、その次の課税から 10%という形で課税させていただくというような形をとらせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号「会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(古川庄平君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号の質疑・討論・採決

◎議長(古川庄平君)

日程第 10、議案第 59 号「会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

この議案は経過措置というものがないんですが、これはどうなっているんでしょうか。ちなみに平成 26 年のときには残っていたかと思うんですが、どうして今回は先ほどの

58号のように経過措置がないのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

農集排の部分につきましては、人頭制を採用させていただいております。基本額があつて1人当たり7m³という形で換算させていただいて計算、使用料を徴収させていただいておりますので、課税する時点においては人の部分がもう何人という家族であれば基本料金プラス人かけるいくらという形になりますので、その場で10%課税ということになってしまいますので、今回につきましては附則については10月1日施行という形で附則を定めさせていただいたというところです。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長(古川庄平君)

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

そうすると、固定的にわかるということなんで、それはOKなんですが、従量の部分というのはないんですたっけ。ないのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

下水道事業と違いまして農集排の場合は、人頭制を採用させていただいておりますので、水道料金が水を使ったからうんぬんかんぬんという部分ではございません。人の部分で7m³使うということでもう固定されている部分で使用料を算定させていただいておりますので、その関係でなってます。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(古川庄平君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 59 号「会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(古川庄平君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号の質疑・討論・採決

◎議長(古川庄平君)

日程第 11、議案第 60 号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

この条例のなかで徴収するものとしては 5 点ほどあるんですが、そのなかで工事費、9 条、それから 23 条、29 条料金、あるいは加入金、これに対しては 100 分の 110 という課税が対象というふうに明確になっています。

ところがそのほかの 20 条及び 30 条の修繕費や手数料については課税対象というふうには記載されていないのですが、この説明をお願いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

ほかの手数料等につきましては、非課税扱いという形で税法上捉えておりますので、課税することができないというところで今回ご提案申し上げました各条文のみ消費税のアップ、消費税率の改定を行わせていただきたいというところでございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 60 号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 12、議案第 61 号「会津坂下町森林環境基金条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

定義のところ、町の責務、中小企業等ということで定義のところで中小企業、小規模企業

◎議長（古川庄平君）

12 番、そこまでいってませんので。

ただいま、議案の第 61 号であります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 61 号「会津坂下町森林環境基金条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 13、議案第 62 号「会津坂下町中小企業・小規模企業振興基本条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

このなかで中小企業・小規模企業、商工会というのが出てくるわけなんです、これ
制定するに当たって、協議はなされたのかまず伺いいたします。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

具体的にですね、中小企業、それから小規模企業等の具体的な協議という部分までは
実際行っておりません。ただ、商工会のほうとはですね、事前にですね、この条例等の
すり合わせと文言の整理ということで協議をさせていただいたところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長(古川庄平君)

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

中小企業、小規模企業、商工会等もそれぞれ一生懸命企業存続や会の運営のために努
力してるわけなんです、どうして今この新たに制定する必要性があるのか伺いいた
します。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

ここのですね、目的にも具体的に書いてありますけれども、中小企業、それから小規
模企業のですね、町の活性、産業の振興の部分におきまして、中小企業等はですね、非
常に重要な役割を果たしているというようなことでございます。

本町におきましても約 8 割、9 割が中小企業等であるというようなことの重要性をで
すね、十分に認識しながらこの条例、基本理念ということで定めさせていただいたと
ころでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長(古川庄平君)

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

第 9 条で目的を達成するためということで次に掲げる措置を講ずることってあるんですが、こういった 3 項目はわかるんですが、具体的にそれではどんなことをやっていくのか。現在までですね、中小企業なんか聞きますと、やはり町からいろいろ訪問してこない。いろんな企業の中身についてですね、いろいろ窮状であるとか現在のことがもう少しコミュニケーションがないのかということをよく言われるんですが、その辺と併せてお伺いいたします。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

条例等にも記載させていただきましたけれども、まずは実態調査という部分が非常に重要になってきようかなというふうに考えております。まずは実態調査の重要性ということで現状を把握するというような部分。それからどういうことということで、基本的には現在、既存のですね、事業補助の部分ということを中心的にですね、進めていきたい。まずは中小企業等の利子の補給の部分につきましては商工会さんですね、連携をとりながら進めているというような部分。それから今後経営持続化補助金という部分も取り入れながらですね、これも商工会さんとあわせて協力しながら行っていきたいというふうに考えております。

また、商工会そのものに対する補助金ですね、そういった部分も従来どおり行っていくというようなことと、併せて工業振興対策の補助金の部分も既存の部分であります、こういった補助金も有効にですね、活用させていただくというような部分。

それから建設労働振興対策補助金という部分につきましてもですね、有効に活用していただきたいということであります。

いずれにしても今現在実態把握を中心としながら、今現在不足している部分、例えば事業承継ですね、こういった部分は非常にどこの中小企業さんでも苦勞されているなというふうに感じております。

そういった事業承継、継続の部分が重要になってきょうかと思しますので、既存の補助金を有効に活用しながら、また新しいものも取り入れることがですね、全体の部分で可能であればそういう部分を積極的に活用しながら支援していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎2 番(赤城大地君)

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

加えての質問なんですけれども、私は今の軽減税率の関係でレジ等の補助、それを受け皿として策定されるものなのかなとは思っていたんですけど、決してそうではないという理解でよろしいでしょうか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

10 月 1 日のですね、消費税アップとリンクさせてのものでは決していないということでございます。もっと町全体を広く捉えたなかでの中小企業等の今後のあり方という部分を基本理念という形で定めさせていただきました。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 62 号「会津坂下町中小企業・小規模企業振興基本条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 14、議案第 63 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 63 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 15、議案第 64 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 16、議案第 65 号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 65 号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」を

採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 15、議案第 64 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会委員長の報告

◎議長（古川庄平君）

日程第 17、決算特別委員会に付託しておきました議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議案第 66 号	平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 67 号	平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 68 号	平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 69 号	平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 70 号	平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 71 号	平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 72 号	平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 73 号	平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について

◎議長（古川庄平君）

議案の審査経過及び結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

◎7 番（山口享君）

議長、7 番。

◎議長（古川庄平君）

7 番、山口享君。

◎7 番（山口享君）

決算特別委員会に付託されました議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件について審査の経過、結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

9 月 12 日、木曜日、午前 10 時より議場において決算特別委員会を開き、委員 15 名出席のもと慎重に審査いたしました。

その結果、議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」は、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 67 号「平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」から議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定」につきましての 7 件につきましては、9 月 13 日、金曜日、午前 10 時から議場において委員 15 名出席のもと慎重に審査をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

議案第 67 号「平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号「平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号「平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号「平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 72 号「平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定」については、賛成全員で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定については、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第 66 号から議案第 73 号まで、8 件について決算特別委員会において審査結果の報告といたします。

◎議長（古川庄平君）

これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 66 号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 67 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 68 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 69 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 70 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 71 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 72 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 73 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」、
反対討論の発言を許します。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

私は議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」認定
しない立場から討論を行います。

本決算は3億2,000万円という大きな不用額をもたらしました。税収を抑制的に見ていたこと、除雪費関連での減、国保繰出金の減等々の要因が上げられました。そのような要因はありながらも、基金の繰り入れのあり方を含み、予算編成の精度が問われます。

全体を俯瞰すれば全ての所管において予算縮減の様相を呈し、さながら削減を競うかのようです。結果として執行率が93%というこれまでにない低さでありました。極めて内向きの執行であったと言わざるを得ません。

無駄を省いて切り詰める儉約とはおよそ言い難く、必要なものを縮こませた到底健全とは言い難い執行と言わざるを得ません。特に、地域づくり関連やスポーツを含む教育関連予算の縮減の執行はその先につながる、つながり、大きな夢を育む小さな芽を摘んでしまいました。

平成30年度予算にはもともと賛成をしていました。しかしながら、このような執行のされ方は予想だにしていませんでした。縮減を隠した上げ底の予算だったのかなといまさらのように感じます。

平成30年度予算の執行は次年度、平成31年度の予算を睨みながらのもので、その方向性は縮減を一段と強めたものへと向かったものであり、その先の令和2年度予算のさらなる縮減への布石と思わざるを得ません。厳しい財政状況を強調するあまり、いつのまにか伸びやかさを失ってしまいました。

ゆがんだ財政健全化であってはなりません。町民の福祉の向上を目指しているとは思いますが、明確な目的が不在の縮減ありきの予算執行に対し、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定については、不認定という結論を申し上げます。

◎議長（古川庄平君）

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（古川庄平君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

議案第66号「平成30年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算」について認定することに賛成の立場から意見を申し上げます。

はじめに、1点要望を申し上げます。本定例会でも財政の健全化を目指すことの答弁がありましたが、予算、決算の状況から、課題、町が力を入れて取り組んでいる事業、財政健全化の具体的な取り組みなど、ぜひ事業の見直しともしっかりと町民に分かりやすく伝える工夫をしていただきたいと思います。

さて、平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額73億6,480万円に対し、歳出総額70億2,976万3千円となっております。実質収支として3億2,734万1千円の大幅な黒字となりました。

歳入においては、自主財源である町税の収入済額は前年度比こそ減少しているものの、

参考資料の税等決算事項報告書に参照して記載されていますが、収入済額の調定額に対する割合、いわゆる徴収率が町税全体で 97.3%、現年度分に関しては 99.16%となっており、町長をはじめ担当職員の徴収業務を強化された努力の結果であり、自主財源の確保に努められたことを評価するものです。

また、歳出においては暖冬により降雪量が例年に比べ極端に少なかったことから、除雪経費が大幅に減額となったことや、国民健康保険特別会計への繰出金が予算額と比較し少なかったということもあるようですが、例年と比較し執行残が残ったことは事業の執行に対し無駄を省くなど効率的な予算の運用をされた結果だと思っております。

また、当初予算では計上されておりました老朽化による危険な状態となった町民体育館の状況及びその跡地の整備を進められたことや、国の補正予算に迅速に対応され、小中学校への空調機の設置整備を進められ、子どもたちの教育環境の充実に努められたことなど、厳しい財政状況のなかにあっても必要な事業を選択され、前に進められたことを評価するものです。

このようなことにより、今後とも適切な予算執行に努められ、財政の健全化を推進していただき、以前にも申し上げましたが重見天日の精神により、明るい未来を描けるような会津坂下町のために日々尽力されることをご期待申し上げまして、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

次に、反対討論の発言を許します。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに反対の立場から意見を申し上げます。

平成 30 年度においては町長は庁舎位置の決定を受け、行政センター建設基金 8,000 万円を前年に引き続き計上しました。また、新庁舎建設費として 2,000 万円以上を予算として計上しました。30 年 3 月議会に提案し、承認を受けたのであります。

しかし、財政が危機的状況であることがこうにしれ、30 年度途中において庁舎建設の延期を提案するに至りました。財政については町長は 2 期目ですから、内容は承知していると捉えてよろしいかと思います。30 年度当初予算で議会に提案承認をいただき、その執行をできなくなりましたということを議会として、はい、そうですか、わかりましたと承認していいのでしょうか。町民から議会の権威と資質が問われてしまいます。

熟知していて当然なのですから、この決定と執行は町民に大きな背信であります。町長はじめ執行部を断じて許すことができません。

29 年度において庁舎の位置を決定し、30 年度に庁舎の姿を描いていく。町民に夢と

希望持たせたのが一転失望のどん底に迫いやってしまったのです。その責任は極めて甚大だと言わざるを得ません。

ほかに、30年度は繰越金を対前年度、前々年度比2億円もの増加であります。予備費は対前年度、前々年度比4,000万から5,000万円の増加であります。必要な事業に予算を使用できたのではないのでしょうか。真に切ない願いを望んでいる町民もおります。予算執行が適正になされたとは言い難いものがあります。これならば、行政センター建設基金8,000万円を積むことができたのではないのでしょうか。多いに疑問です。

ほかに、町の地区計画においての取り組みが規則に従って指導していません。法治国家においては自治体も法規則を守る、守らせるという原則が遵守されていません。一般質問で申し上げたとおりです。

地区計画は一例です。町の将来を描いた形を自分たち執行側はなし崩しにしているのです。町の将来、ソフト面、ハード面、両面においてどうなるのでしょうか。執行部においては会津坂下町を牽引していく指導力なしと断ずるものです。大いに反省してほしい。執行を任せていいのか、疑問に残る30年度決算であります。

議案第66号「平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに反対の討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

◎15番（猪俣恒雄君）

議長、15番。

◎議長（古川庄平君）

15番、猪俣恒雄君。

◎15番（猪俣恒雄君）

賛成の立場から賛成討論をいたします。

会津坂下町平成30年度の決算に対する評価は、財政の健全化を優先し、庁舎建設を延期しているなか、これからの5年後、10年後の町政運営のなかで30年度決算はどのような位置づけになるかが大きなポイントになると考えます。

多くの議員が決算委員会において質疑・討論されましたので、細かい数字等は繰り返しになるので省略いたしますが、今回の決算で示されました財政指標は前年度の比較において概ね改善されております。特に将来負担比率は前年と比較すれば8.6%も改善され、100%を切り97.3%と大幅な改善が見られます。

また、監査委員が意見書で驚異的な高収納率とあえて表示された町民税や固定資産税の現年度分収納率や滞納繰越分の収納率の大幅なアップ等は、この議場におられる町幹部職員をはじめ全職員の努力の賜物であります。民主主義の原則である税の負担公平性の観点からも大いに評価されるものであり、今後ともこのような努力を期待するものであります。

決算委員会の質疑・討論において、本決算の評価のポイントは大幅な繰り越しとなっ

た実質収支の残額の評価にあると考えます。例年であれば、1 億から 2 億の間であった繰り越しが 3 億 3,000 万強の数字になりました。これは暖冬の影響による除雪費の減や事業の終了等の要因もあったと思われますが、一番大きな要因は会津ふるさと基金からの返還金 1 億 7,200 万であると思います。この返還金は当初予算に組み込まれております。予算に組み込まれながらも繰越金額が大きくなったことが緊縮財政を理由に当初計画の事業執行を怠ったと見るか、また、単年度収支で赤字が予想される令和 3 年からの 5 年間に備える基金造成要素と見るかがこの決算の評価の大きなポイントであると考えます。答えはイソップ童話のアリとキリギリスであると思います。

3 年後に厳しい冬がくるとわかっているのにキリギリスでよいのか。令和 3 年度から 5 年間、合計で 4 億円強の赤字が予想されるのであれば、今から備えるのは当然であります。財政計画は長期間を要します。そして町政執行には正しい財政運営に裏付けされた町民満足感を構築する必要があると考えます。厳しい財政運営のなかにも明るい町政運営が求められます。

責任ある町政とは、希望が持てる町を次世代に引き継ぐことであります。厳しい、厳しいではなく、将来はこのような姿を目指すといった未来像を明示することが重要であると考えます。

公債費の返還が進んだことにより、将来負担比率が 3 桁から 2 桁になってきました。3 桁と 2 桁では気分的にも、見た目にも違うものがあります。

一つの例として上げれば、これを契機として建設時期を明らかにして、新庁舎建設委員会を再度立ち上げ、議論を復活させてもよい時期になってきたのではないのかと思います。ぜひ次年度予算に組み込まれることを提言いたし、賛成討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

私は平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

ちょうど 1 年前に新庁舎の建設の延期が表明され、それ以来の町政運営は町民の皆様にとってまことに不透明と言わざるを得ません。現在もそうありますが、全ての施策での縮減と町民サービスの低下のイメージをばらまくだけで希望が全く見えません。町民の皆さんからは役場、町は何をやってるんだ。あるいは議会は何をやってるんだ。町長は何をやってるんだ。そういう声が多く聞かれるようになっております。

町民の皆様への説明責任をより丁寧に果たしていかなければならないことは言うまでもありません。齋藤町長がやろうとしていることをしっかりと発信し、リーダーシップ

を発揮できるよう、副町長以下幹部の皆さんもしっかり支えているとはいえないのではないのでしょうか。

さらなる町民目線での町政執行へと舵を切ること切に期待しながら反対の討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎11 番(渡部順子君)

議長、11 番。

◎議長（古川庄平君）

11 番、渡部順子君。

◎11 番(渡部順子君)

議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算」について認定の立場から賛成の意見を申し上げます。

財政健全化を課題とするなか、実質収支額が例年より大きい 3 億 2,734 万 1 千円となり、事業の執行率が低いということではなく、予算編成が厳しいなかでも必要な事業を執行された結果であると考えます。

齋藤町長が当初から重点施策としていた子ども子育て環境の充実についても継続した取り組みが実施されております。今後数年は厳しい財政状況が続くことが予想されますが、住民の福祉の向上と安全・安心な生活の確保と確実な財政の健全化を進めていただきながらも、今後は国県の補助事業に関しましては町が率先して取り組むことが必要であると考えます。

元気な明るい町になるよう一層の努力と創意工夫を要望いたしまして認定に賛成の討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長（古川庄平君）

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

私は第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

この度の決算状況、先ほど来ほかの議員の方々からも出ておりますが、全体的に執行率が低く、不用額が多いということにとっても残念な思いをいたしております。町民の町行政への不満、不安を与えることになるのではないかと思います。

住民サービスの低下、これは一番町として考えなければならないことだと思いますし、

今、町は住民に対してどのような形で今回のことを説明していくのかということが一番大きな課題にもなりますし、これから町が目指すべき方向がこの決算状況からも汲み取ることができません。ぜひ、これからの町財政健全化に進めて執行していただくことを強く要望し、今回この決算関係に対して反対いたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎8 番(三橋薫君)

議長、8 番。

◎議長（古川庄平君）

8 番、三橋薫君。

◎8 番(三橋薫君)

私は「平成 30 年度会津坂下町一般会計決算認定」について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、町長においては監査委員の審査意見書を熟読されていると考えております。意見書を参考にですね、今後の財政健全化に向け予算編成等どう対処していくか、今後十分考えていただきたいというふうに思います。

それをもちまして、決算はですね、予算を執行した結果どのような成果を上げたか、ある程度成果は上げている報告書でもあると思います。そして、行政効果を評価し、この前も話したように令和 2 年度よりのですね、予算編成や行政執行に活かされるべきであると考えております。

そして、先ほどちょっと反対討論で出ましたが、予算はですね、削減すべきときは削減すべきであります。予算がないときに使うとかですね、そういうこと、予算がないときには削減すべきときは削減する。厳しいときは厳しいなりの予算執行をするということが本筋だと思いますので、そのような予算のなかですね、今後とも財政、福祉の向上に寄与されることをご期待申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎10 番(五十嵐正康君)

議長、10 番。

◎議長（古川庄平君）

10 番、五十嵐正康君。

◎10 番(五十嵐正康君)

私はこの決算に賛成の立場から討論させていただきます。

平成 30 年度につきまして非常に公債費、借金の返済と起債の部分を見ますと非常に多くの起債が減っているという部分で拝見させていただきました。

また、不用額が 3 億何千万残りまして、会社でいいますと借金が減って予算が赤字に

なんないでプラスになったというふうを考えるのは非常に、これは評価以外の何ものでもございません。

確かに町民生活の部分で使うべき予算を使わなかったというような指摘もありますが、今後5年、10年のスパンで見た町財政の予測を見ますと、この時点で借金を減らして予算を節約したということは評価以外にほかにあるでしょうか。私は平成30年度の予算執行に関しましては非常に執行部が苦労したなというふうに見させてもらっております。

町民目線でいいますと、非常に町は金がない、金がない、ここを削減しろ、あそこを補助金を削減するというふうに言われまして非常に町に本当に金がないんだというふうに町民から言われるでしょうけども、実際に決算を見ますとプラスであります。

この坂下町の未来に関しまして、新たな、本当に財政健全化に向けた新しいターニングポイントの年であったと、私は評価できるんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で私は平成30年度の決算につきまして賛成の立場から意見を申し上げます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号「平成30年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（古川庄平君）

起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

休憩のため休議といたします。

（午前11時09分）

再開を11時20分といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午前 11 時 20 分）

議案第 67 号「平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 67 号「平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 68 号「平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 68 号「平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 70 号「平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 70 号「平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 71 号「平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 71 号「平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 72 号「平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 72 号「平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定」について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 30 年度水道事業会計決算書には、平成 29 年度水道事業会計の不適切な事務処理による過去から累積していた修正すべき箇所が含まれております。過去を遡り、平成 30 年度までに台帳などをふり返り精査することは大変な作業だったのではないかと推測されます。業務チェックの体制の強化という課題は残るものの、真摯に修正に取り組まれたことに一定の評価をし、賛成討論とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長報告の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

◎議案第 74 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 18、議案第 74 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎8 番(三橋薫君)

議長、8 番。

◎議長（古川庄平君）

8 番、三橋薫君。

◎8 番(三橋薫君)

まず歳入歳出の件なんですが、まずは 5 ページの教育費国庫補助金で 221 万 4 千円、同じ金額が歳出にも出ています。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの関係なんですが、今現在ですね、これだけの今年度補助金いただいて、今現在までと多分違うような対応になってくるのかなというふうに思います。

今後の対応と、この補助金によって今後の対応と来年度ですね、また続く予想ができるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

5 ページの歳入の 221 万 4 千円、また歳出も同額の歳出の予算を計上いたしました。スクールソーシャルワーカーということで現在県予算で 1 名配置しております。年度末、平成 31 年度国のほうに要望しておったんですが、7 月 4 日付けで正式に決定の通知がきました。これを受けて今回補正するものであります。

その状況であります、現在、スクールソーシャルワーカーの業務といたしまして幼稚園から中学校までということで、年間、実績を見てみますと 1,000 件以上の支援、相談等があります。今回 1 名を増員いたしましてそれをさらなるもう少しきめ細やかな支援をしていくというような部分で町のほうでは考えましたので、その業務の内容について割り振りしながらきめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

次年度、令和 2 年度についても、年度末、今年度末にまた要望等がありますので、引き続き要望をさせていただきまして令和 2 年度についても園児から中学生までということで支援をしていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

私の一般質問のなかで現在はかなり数字的に良くなった町の財政ではございますが、そういう財政に陥ったのはどういう原因があるんだというふうにおただしをいたしましたところ、やるべきときにやるべきことをやった結果でありまして、誰に責任があるとかないということではないというお答えでありました。

この今回の補正、あるいは令和元年度予算、今回の補正も含めまして、それでは中山間直接支払制度、あるいは多面的支払交付金事業、この国が重要と思える施策を一部凍結するという今を今しております。これをしっかり見直して今までどおり執行するということが今やるべきことだと思われまますけれども、どのような認識でおられますか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

多面的支払交付金事業と中山間直接支払事業、この関係につきましては一般質問のときにお答えさせていただいた内容で、全体的な事務事業の見直しのなかで、お互い 5 年に 1 度の継続事業でありますので、この時期に見直しをして決定をしていかなきゃいけ

ないということで令和元年、平成 31 年度の予算からどちらかを選択してください。併用はしないでどちらかを選択してくださいということで年度末に地区説明をさせていただきます、一つに絞っていただいたところです。

あくまでも今年、30 年度の決算は別にしまして、今後のずっと財政計画を見たなかでの見直しでありますので、今年から一集落が多分併用をなくしております。来年が 3 集落というようなことになっておりますけども、基本的には今のままで見直しをかけたなかで併用はしないなかでどちらかを選択していただいて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

併用というふうに言われましたが、では、多面的支払交付金事業のなかで基盤整備などから 30 年、40 年経過した農業施設、これを長寿命化を図るための事業もありますね。これは上乘せと思うんですか思わないんですか。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

多面的事業のなかで別枠の部分で長寿命化という部分もございます。その別枠の部分でもありますね、通常の部分とですね、別枠にはなりますけれども、同じ多面的事業ということになりますので、やはりその選択性のなかを含めさせていただいて、多面的の部分の一定期間凍結ということになれば、その別枠の長寿命化も凍結というふうに考えております。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

国がそうした長寿命化の事業を打ち出した。ご存じのとおり該当するところというのは限られてくるわけですけども、30 年、40 年、老朽化してきて何とか対応しなければいけない。国も県も含めて財政措置をしていかないとこれから農業後継者の負担というのはますます大変だということでこういう事業を出してるわけです。全てのところがあ

てはまっているわけではないと思うんです。

そうすれば、受止め方はどうなんですか。新たに加えられたものがそれでも町は厳しいから、じゃこれはやめますというふうな見直しも含めて考えてるんですか。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

前回のですね、一般質問のなかでも答弁させていただきましたけれども、本当に町全体の予算のなかで苦渋の選択だということで、選択性を取らせていたいているということでございます。中山間地のそういった事情、それから平場ですね、そういったことの同じような事情もあるわけでありましてけれども、そういったなかで町全体のですね、あくまでも予算のそういった見直し、今後の執行状況を勘案して選択性ということでさせていただきました。

ただ、中山間のですね、そういった部分については把握もしておりますので、町のそういった事情もですね、汲み入れしていただきながらですね、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

今回の補正を見ますとですね、補正後見たなかで今凍結する事業に対しての必要なお金というの 2～300 万ですよ。5 年間あると言ってもこれができないということはやるべきことをやらないということになるんじゃないんですか。町長はどのように考えますか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

まずはじめに、今は補正予算の審議でありますのでそれを前提にお話します。

今年度の事業につきましては、当初予算のなかで政策的にどちらかを選んでもらいましょうという形で始まっています。今回の補正予算見てわかりますように、やはり多面的支払交付金事業でいくらかの減額になってます。そういう意味ではやっぱりそういうこ

とを精査したなかで両方どちらか見ていったなかで、両方使えるんならいいけれどもやっぱり町の政策的なもののなかで、今年度の財政は厳しいので、どちらかに選択できませんかということで地元をお願いしてきた結果もあります。

ただ、これからに関しましては一番最初の一般質問でお話したと思いますけど、中山間地支払交付金はもう何十年もやってます。そういう意味でいい形ではきてます。だからなくすのは非常にやっぱり我々にとっても苦渋の決断でありますけども、先ほど来のあの一般会計のなかで、決算のなかでいろいろ賛否両論の討論いただきましたように、その今の財政のなかで重点的にはどういうふうにやっていったほうがいいかと、政策的な決定でもって今年度始まっておりますので、そのなかでやってるということだけはご了承くださいたいと思います。

ただ、今後も含めましてやっぱりこれからも出てきますけど、町の財政の許す範囲で国県の予算を使えるんだったら当然使っていきたいと思っておりますので、その分だけはお答えしておきたいと思います。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

21 ページの教育費、中学校費であります、修繕料ということで東小のところですね、失礼、雪崩よけということで東小のところで 30 万計上しているということでありましたけれども、これは今まで雪崩があって給食の配膳について危険であるというようなことで計上したということでもありますけれども、今回、今までの私の質疑とかいろんな何回かやったなかでは安全上はあまり支障がないようにというふうに答弁があった。そういったことはやるとは考えていなかった、というような強気の答弁だったわけですね。

これが一転してこういったことでやるということになった、方針変換したについての経過、あと工事の内容についてお伺いいたします。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

補正予算書でいくと 21 ページの 2 項小学校、1 目学校給食費の 16 原材料費の 3 万 3 千円のことなんです、まずですね、今まで実施しなかった。で、今回補正を組んだというような部分であります、やはり前々からそういった危ないんではないかという部

分で教育委員会内部でも検討しておりました。

子どもたちには近寄らないようにというように学校を通じて指導はしてあるんですが、やはり去年は雪も少なくてよかったんですが、ただ、風も強かったという部分もありますので、小学校を見てみますとやはり吹き溜まり、屋根ですね、なっているということでやはり雪が少なくてもやっぱ風の関係でやはり危険ではあるというような部分で、去年も確認しましたので、本年度3万3千円ということで、業者のほうに委託しますと何十万位単位になってしまいますので、鉄パイプを購入しまして職員自ら屋根を作って落下防止に備えたいというようなことで今回3万3千円を補正を計上したところであります。以上であります。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

やることというのは大変いいことでありますので、賛同はするわけですけども、やはりそのときどきの質問に対して真摯に受止めていただきたいということをまず申し上げます。

続いてですね、22 ページ、社会教育費の公民館費でケヤキの除却ということで出てるんですが、確かに大木になりましたか、なりタイル張りのようなところがかなり盛り上がってます。これはかなり前から盛り上がってました。そういったところというのは通常やはり点検とかいろんな形で見ればわかるわけなんですけども、同様のことがですね、やっぱり町職員これだけいらっしゃるわけですから、もっと未然にやればもっと少なくて済んだのではないかというふうなことがあるわけです。

そういった面でこういった施設の整備関連についてはですね、ここに限らずいろんな形で職員もかかわって点検すべきと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

議員おただしの部分につきましては、22 ページの工事請負費の10万4千円ということとあります。確かに前々からケヤキの木の根っこがコンクリート板を持ち上げて年々コンクリート板が高くなっているということで、あそこのところは2階につながる階段もありまして、一般の町民の方も通る場所でもありますので、前からは危ないなという部分はあったもんですから、今回補正を計上いたしまして撤去をするというようなことになりました。

議員おただしのとおりやはり施設を管理していくうえでは、やはり町民の方が使っている施設もありますので、やはり点検をして危ないところは早急にやはり修繕なり撤去なりをするのが前提だと思いますので、今後も点検を継続して行って、そういった部分については改善していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

先ほど総務課長も答弁したがったようですので、手を上げたんで総務課長からの答弁もいただきたいと存じます。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

今、教育課長お話したとおりで、教育施設に限ったことでありません。私もここからいろいろ交通安全とかですね、これから秋の交通安全審査なんて、警察署あたりまでは徒歩でまいります。そうするとそれこそ歩道のブロックの関係のところですね、それが植栽の根っこでもって同じような、中央公民館と同じようなところもこれから出てくる可能性もありますので、そういったもろもろの施設の管理、これは各課、所管の施設もちろんありますので、それ以外についてもですね、職員として町の施設については十分日頃から注意して観察しながらですね、何かあれば所管の課のほうに連絡して対応できるような、そういった職員の姿勢というようなものにつきましてもこれからやっぱり培っていきたいというふうなふうに思います。大変ありがとうございました。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑ありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

22 ページの保健体育費、マラソン大会の協賛金のことについてです。結果としては教育費としての減額となったわけですが、このマラソン大会について何うものなんですが、今回、休止ということになって一般質問でも取り上げられました。町民としては非常に残念だという声がたくさん聞こえてきて、結果的にいろんなそれまでの経過というのは今までご説明になったとおりで、それはそれとしてですね、結果的にやめてですね、町側としてはその結果を町民の反応といいますか、そのことをどのように思っておられるのか伺いたいと思います。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長 (古川庄平君)

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

議員おただしのマラソン大会の休止については本当、町民の方からも、なんでやらないのというような意見も多数いただいているところであります。一般質問のなかでも私からお答えした経過等回答させていただきましたが、やはり直営でやるという部分はなかなか困難であったという部分と、あとスポーツクラブバンビィでの体制でも変わったという部分。あと、開催する場所がちょっと体育館がなくなってしまった関係でどうしましょうねという部分があったり、さまざまな要因があって今回休止というような形になってしまいました。

次年度については、じゃ実際どうなのという話をされ、聞かれたときにですね、実際ですね、今の状況のなかではなかなか困難じゃないですかというような部分ではお答えしてるんですが、やはり要望等が多いのも事実でありますので、そういった部分の意見を十分参考にさせていただきまして、できるような方向とかあとはやり方を変えるところについては今後の課題になろうかと思っておりますので、その辺については十分検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長 (古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎14 番(酒井育子君)

議長、14 番。

◎議長 (古川庄平君)

14 番、酒井育子君。

◎14 番(酒井育子君)

15 ページの児童福祉費、児童福祉総務費のなかで、非常勤の職員の報酬ということで10 万 4 千円あがっております。健やかに子どもが生まれ育つ環境づくりの推進協議委員会の報酬でございますが、このような今、お話によっては、子どもの出生数が大変少な

いわけなんです、このようないい推進協議会があるということで、これは年何度ほどこのような会議などが進められるのか。なぜかといいますと、来年も国県支出金というようなことで一般財源でないということです、年何回もしていただいでですね、この健やかに子どもが育つための環境づくりのための会議を開いていただければなというようなことでお伺いしたいと思います。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長（古川庄平君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

ただいまのご質問ですが、健やかに子どもが育つ環境づくり推進協議会につきましては、現在町の方向となっております子ども子育て会議の委員として、会議の委員として行っている委員の方々です。年に1回程度ということで本来行っておりますが、今回幼児無償化の関係で、議員おっしゃいましたとおり補助金等もありますので、その無償化に伴う協議会の開催の追加ということで今回3回ほど会議のほうを追加しております。

ただ、今回、子ども子育ての視察ということで協議等も多々出てまいりますので、これについては必要であれば予算を計上して、これ以外の通常の年度ですと町単費ではありますが、必要においての開催は考えているところです。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長（古川庄平君）

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

議案第74号、令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）の反対の立場から討論を行います。

先の議案第66号についても認定しないとした考えのもとであります、繰越金、その内容には少し同意できない。このことに加えてマラソン大会への協賛金が全額減額補

正となった経緯についても町の姿勢に反対をいたします。マラソン大会が町の観光、経済への影響が大きいということはいまさら申し上げるまでもありません。

大会休止の知らせに多くの方が驚きを隠しませんでした。坂下の雰囲気にも失望の度合いというものがあるようになってしまいました。大会実施方針の変更があったとしても本大会は継続すべきと多くの町民の意見があります。大会休止は委託先の決定というふうの説明をされていますが、町として関与する熱意がなかったことに尽きるのではないのでしょうか。町の関与として継続しようとの強い熱意がなく、継続する努力に欠けたのではないかと思わざるを得ません。委託先との軋轢を生んでしまった結果の大会休止ではないのでしょうか。

予算のゆがんだ縮減意識というのがもたらした極みといえます。大会休止が町民にとってよかったことなのか、スポーツ教育行政のクオリティーそのものが疑われます。

これらのことから本議案を受け入れがたく反対いたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

私もこの補正予算案につきまして、反対の立場で討論いたします。

先ほども申し上げましたが、農業に対する直接支払制度、中山間直接支払制度並びに多面的支払交付金事業は本当に重要な国策であります。それぞれ必要なところに対して行われている事業であります。この事業の重要性というのが今そちらにいらっしゃる幹部の方々、どれほど感じられているのかなとはなはだ疑問であります。

さらに3月にその凍結の方針が出されたときにですね、丁寧な説明をしてくださいよと申し上げたはずであります。あれから半年、それぞれの自治区長さん、あるいは組織の代表者に説明をしたからいいということではありません。今後その地域地域を担っている担い手の方々、認定農業者はじめ担い手の皆さんが、じゃ、どれだけ意見を申し上げることができたのでしょうか。どれほどの必要性を感じているか、それぞれ担当含めてですね、幹部の皆さんがその声を拾い上げていない。そのまま執行し、今回の補正にも全く現れてこないということに関しては業務怠慢と言わざるを得ません。

よって、この補正予算に対して反対の意見といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 74 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（古川庄平君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 19、議案第 75 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 75 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 20、議案第 76 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 76 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 21、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 77 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 22、議案第 78 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 78 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休議といたします。

(正午)

再開を午後 1 時といたします。

(休議)

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

(午後 1 時 00 分)

◎議案第 79 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 23、議案第 79 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 79 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 24、議案第 80 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 80 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 25、議案第 81 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明は既に終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 81 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第 5 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 26、総務常任委員会に付託をしておきました請願第 5 号「消費税率 10%への増税に反対する請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

◎11 番(渡部順子君)

議長、11 番。

◎議長（古川庄平君）

11 番、総務常任委員会委員長渡部順子君。

◎11 番(渡部順子君)（登壇）

総務常任委員長の渡部であります。請願第 5 号「消費税率 10%への増税に反対する請願について」の報告をさせていただきます。

本請願は 9 月定例会で本委員会に付託された案件でありまして、去る 9 月 11 日、午前 10 時より大会議室において委員全員出席のもと慎重に審議をいたしました。

本請願は国が本年 10 月から消費税を 8%から 10%に引き上げることを中止するよう、関係機関に働きかけることとあります。消費税率のアップは国民、特に低所得者層への

影響は大きなものになると思われます。しかし、消費税率の引き上げはわが国の財政健全化と年金や医療などの社会保障の充実、安定化を図るものであり、幼児教育・保育の無償化など新たな使い道が示されました。

請願の内容はわかりますが、また軽減税率導入でわけがわからなくなる混乱が起きている店舗もあり、増税には反対との意見もありました。しかしながら、わが国の将来を考えたときに町議会といたしましては、大型店、中小企業も準備に入っている今、この時期、意見書を提出するのははなはだ疑問であり、日本の消費税率は世界から見るとまだまだ低く、消費税が住民の福祉向上に使われることにつながるため、本委員会は本請願を不採択すべきといたしました。

ここにご報告を申し上げ、議員各位におかれましてもご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（古川庄平君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

私はこの請願第 5 号につきまして、採択すべきものとの立場で討論いたします。

付託された総務常任委員会のなかでの結論は不採択とのことでありますけれども、さまざまな議論の経過につきましては今報告いただきました。消費税の今の実態というのを把握しながらの討論であったというふうには思いますけれども、日本の消費税は今 8%、これから 10%になろうとする。日本の国の収入に対する比率というのは、今消費税は 29.5%を占めるに至っています。

確かにお話のとおり、世界では 25%消費税率の国もございます。スウェーデンは確かに 25%であります。しかし、さまざまな食料品はじめすべての商品にかけてはおりません。また、所得税、あるいは法人税につきましてもより強化をするなかで税収のバランスというのを図っています。

スウェーデンは 25%の消費税ではありますが、国の収入に対する割合は 18.5%であります。日本は、対して 29.5%。これからさらに 2%上げるということは、国の収入の 3

割以上を占めるということになります。この消費税、生活保護世帯、あるいは母子世帯含めてかまわずかかってきます。こんな国はほかにありません。

また同時にですね、現在、名前を出すと悪いけど某自動車会社、世界に冠たる自動車会社は消費税を1円も払っておりません。なぜならば、輸入品に対する消費税は払っていないにもかかわらずその企業に戻すという結果、4,000億円を超えるお金がその企業に入っていると、消費税から入っている。こんなゆがんだ税制をそのままにしておくわけにはいかなというふうに思います。

これからどんどんやり方含めてですね、世界の国々はいろいろバランスを考えながらやっていると。日本は全くそうではない。それを鑑みるときに、やはりこの消費税10%への値上げは中止すべきだというふうな理由から、この請願第5号につきましては、採択すべきものというふうな討論いたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎3番（横山智代君）

議長、3番。

◎議長（古川庄平君）

3番、横山智代君。

◎3番（横山智代君）

ただいまの請願第5号を採択すべきという立場で討論いたします。

消費税は今上げるべきではないと私は思います。今朝ほどのテレビでは子どもが買うお店のお菓子、おもちゃがつくと10%、おもちゃがつかなければ8%、子どもの駄菓子一つでさえそのような状況だそうです。10%は経済を破壊し、景気を冷やす増税となります。貧困と較差がますます拡大し、そしてそんななかで家計消費が減り、実質賃金も下がり、景気の悪化が現実になっているときに、5兆円にものぼる消費税増税を家計と消費におしつけるというものはあまりにも無謀だと思います。

税の本質は応能負担原理です。政府の責任は雇用を増やし経済の好循環を増やすことだと思います。こういう立場から私は今回のこの請願第5号は採択すべきということから討論いたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎12番（五十嵐一夫君）

議長、12番。

◎議長（古川庄平君）

12番、五十嵐一夫君。

◎12番（五十嵐一夫君）

委員長報告に反対の立場から申し上げます。

消費税は本年 10 月から施行と秒読みに入っております。しかし、国民の消費税 10% 移行についての反対は大きな世論があります。導入直前にもなりますと、本当に分かりにくく混乱している軽減税率の導入の直前の現状が現れてまいります。

どのように徴収するのか、脆弱な徴収義務者にとっては、対応困難な方もいます。そしてキャッシュレスポイント還元などするなら、消費税据え置いていいのではないかという国民の疑問もあります。分かりにくく、国民を惑わす今般の消費税導入は見送るべきであり、会津坂下町からも本請願を採択し、ぜひ関係機関に意見書を提出できますように議員各位の賛同を賜りますようお願いし、委員長報告に反対するものです。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第 5 号「消費税率 10%への増税に反対する請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第 5 号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

念のため繰り返して申し上げます。請願第 5 号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

この請願を採択することに賛成の職員の起立を求めます。

（少数起立）

◎議長（古川庄平君）

起立少数であります。

よって、請願第 5 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定されました。

◎議員提出議案第 3 号、議員提出議案第 4 号・提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 27、議員提出議案第 3 号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第 4 号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」の 2 件を一括議題といたします。

一括議案とした議案を職員に朗読させます。

◎書記(蓮沼英樹君)

議員提出議案第3号

会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月15日提出

提出者	会津坂下町議会議員	猪 俣 恒 雄
賛同者	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	三 橋 薫
同	同	青 木 美貴子
同	同	五十嵐 正 康
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	水 野 孝 一
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 古 川 庄 平 様

会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例

会津坂下町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務委員会6人総務課、政策財務課、出納室の分掌に属する事項、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項」を「総務産業建設常任委員会7人総務課、政策財務課、建設課、産業課、出納室の分掌に属する事項、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の所管に属する事項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「文教厚生委員会」を「文教厚年常任委員会」に、「5人」を「7人」に改め、同号を同条第2号とする。

第26条の2第3項中「第26条」を「前条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、この条例の施行の日以後に任期満了により新たに選任される委員で構成される常任委員会から適用する。

議員提出議案第4号

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則
 地方自治法第 112 条及び会津坂下町議会会議規則第 14 の条の規定により提出しま
 す。

令和元年 9 月 18 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	猪 俣 恒 雄
賛同者	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	三 橋 薫
同	同	青 木 美貴子
同	同	五十嵐 正 康
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	水 野 孝 一
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 古 川 庄 平 様

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則
 会津坂下町議会会議規則の一部を次のように改正する。
 別表中「委員長会議」を「政策会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎議長（古川庄平君）

本案に対する説明を求めます。

◎15 番（猪俣恒雄君）

議長、15 番。

◎議長（古川庄平君）

15 番、猪俣恒雄君。

◎15 番（猪俣恒雄君）(登壇)

議員提出議案第 3 号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」についてご
 説明を申し上げます。

本議案は、昨年の平成 30 年 6 月 7 日に議長より、次回の選挙から議員定数が 2 名減
 となることが可決され、町民の負託に応え、町議会の権限を最大限に発揮するために、

議会改革特別委員会に対して、「議会組織(常任委員会・特別委員会)のあり方について」が諮問されました。

それを受けて、議会改革特別委員会では、7回の委員会審議後に、議長に答申がなされ、その後、議会全員協議会による最終協議を経て改選後の委員会構成について、結論に至りました。

その内容は、現在の3委員会を2委員会とし、1つの委員会の定数を7名に増やすことにより、多種多様な意見の集約をすることができ、より活発な審議、審査を行うことを目的として、改選後の議員数14名に対応した議会運営を図るためであり、会津坂下町議会委員会条例の一部を改正して法整備するものであります。

別紙参考資料の新旧対照表をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

まず、第2条の(1)において、名称を「総務産建設任委員会」に変更し、常任委員会の定数を「7名」にするものです。また、これまで設置されてきた産業建設常任委員会を廃止するため、その所管していた範囲である「建設課、産業課の分掌に属する事項及び農業委員会の所管に属する事項を追加いたします。

次の(2)では、名称を「文教厚生常任委員会」に変更し、常任委員会の定数を「7名」にするものです。

議案の本文に戻って頂き、附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に任期満了により新たに選任される委員で構成される常任委員会から適用するというものであります。

次に、議員提出議案第4号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。

本議案は、議員提案による政策立案のスキルを高めるために、課題の調整や整理を行なうための機関として、正副議長を中心に常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長で構成する委員長会議の設置が平成28年3月議会において承認され、平成28年4月より運用されてきました。

この間、他市町村議会の行政視察受入の際や、「ばんげ未来トーク」において委員長会議という名称で関係各位に説明してきましたが、「委員長会議」の名称だけでは趣旨内容が伝わらない課題がありました。

そのため、委員長会議の名称を町民により分かりやすい議会組織体制を目的として、新たに「政策会議」という名称に変更することになりましたので、これを会津坂下町議会会議規則に規定するため、関係条項の一部を改正するものであります。

別紙参考資料の新旧対照表をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

別表の下段にある名称を「政策会議」に改めるというものであります。

議案の本文に戻って頂き、附則として、この規則は公布の日から施行したいとするものであります。

議員提出議案の第3号、第4号の説明は以上のとおりであります。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

議員提出議案第3号に対する質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第4号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

議員提出議案第3号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（古川庄平君）

日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和元年9月18日

会津坂下町議会議長 古川庄平

1 議会報編集特別委員会視察研修

- (1) 目的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、議会報編集特別委員を対象に編集技術を習得し、議会広報の充実を図る。
- (2) 派遣場所 東京都千代田区、埼玉県北本市
- (3) 期間 令和元年9月24日(火)～25日(水)
- (4) 派遣議員 議員6人以内

2 福島県町村議会議長会主催議員研修会

- (1) 目的 二元代表制による議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る
- (2) 派遣場所 福島県郡山市
- (3) 期間 令和元年10月15日(火)
- (4) 派遣議員 議員16人以内

◎議長（古川庄平君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第 127 条の規定により、議員の派遣をしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（古川庄平君）

日程第 29、継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会、総務常任委員会、産業建設常
任委員会、文教厚生常任委員会、議会報編集特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改
革検討特別委員会及び新庁舎建設調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の
規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付するこ
とに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

◎町長の挨拶

◎議長（古川庄平君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

本日第3回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日から本日までの15日間、議員の皆さま方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り本日を迎えることができました。

本会議に提出いたしました案件は33件でありましたが、人事案件をはじめ条例の改正や一般会計並びに各特別会計の決算の認定、補正予算等の全議案を、原案のとおり議決を賜りまして心から感謝申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じながら町政執行に当たってまいります。

厳しい財政状況ではありますが、限りある財源を有効に活用するとともに、国県補助金などを最大限に活用し、各種事業の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、町勢進展に向けた議員皆さま方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（古川庄平君）

これをもちまして、令和元年第3回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時31分）

なお、午後1時40分より、議会全員協議会を開催しますので、大会議室に参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 1 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員